

彦根市と株式会社ダイナムとの
災害時における施設使用の
協力に関する協定書

2025年9月26日

彦 根 市
株式会社ダイナム

災害時における施設使用の協力に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時における施設使用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、彦根市域に地震、風水害等の大規模災害が発生し、またはその恐れがある場合（以下併せて「災害時等」という。）において、災害時応急対策の用途に使用するため乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）の提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。

なお、この協定は災害時に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設および使用可能な用途は、次のとおりとする。

店舗（施設）名	株式会社ダイナム 滋賀彦根店
所在地	彦根市平田町 241 番地 1
店舗責任者名	ストアマネジャー
構造等	鉄骨造
店舗開店日	2025 年 7 月 18 日
使用可能な用途	自家用車退避場所および帰宅困難者等の一時休憩場所
使用可能な範囲	3階建て立体駐車場の3階および屋上部分ならびにトイレ、水道施設他

- 災害の発生状況等により、前項以外の範囲が必要となった場合には、施設の管理運営に支障のない範囲で、甲乙協議して決定するものとする。
- 前項の定に関わらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、施設の使用制限など必要な措置をとることができるものとする。

(要請の方法)

第3条 甲は協力要請するときは、乙に対して施設使用要請書(様式第1号)により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容に従い可能な範囲で協力するものとする。また、積極的に住民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

(施設の使用)

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して、乙の顧客対応など速やかに準備を整えたうえで、甲に対して乙の施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

(施設の変更)

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設に変更が生じた場合、または何らかの事情により当該施設の使用が不可能となるときは、甲に報告するものとする。

(費用)

第7条 災害時における当該施設の使用料は、無償で提供するものとする。

(事故等に係る責任)

第8条 乙の施設を自家用車避難場所として使用した際に発生した事故等に対する責任は、避難者の行為を起因とする場合は当該避難者に帰属するものとし、原則として、当該避難者が現状に回復する義務を負うものとする。

2 前項に規定するものを除く、本協定に基づく使用による乙の施設の破損・汚損については、甲が現状に回復する義務を負い、乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第9条 甲が乙の施設を使用する期間は、災害発生の日から7日間以内とする。ただし、災害状況などによる期間を延長する必要がある場合、甲は乙の承諾を得たうえで期間を延長することができる。

(使用の終了)

第10条 甲は、乙の施設の使用を終了する際は、乙に対して、その旨を連絡し、併せて施設使用終了連絡書(様式第2号)により通知するものとする。

(連絡体制等)

第 11 条 本協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第 3 号)を作成し相互に交換し、連絡体制を確立するものとする。

(備品等の提供)

第 12 条 乙は、食料、飲料水およびその他備品等を、自己の判断および負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 甲および乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を一切他に漏洩してはならない。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

(協定の有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の 3 月 31 日を初年度の最終日とし、以後は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日(3 月 31 日)の 1 か月前までに、甲乙いずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、さらに、1 年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

2025 年 9 月 26 日

甲 滋賀県彦根市元町 4 番 2 号
彦根市
市長 田島 一成

乙 東京都荒川区西日暮里 2-27-5
株式会社ダイナム
代表取締役 保坂 明

様式第1号（第3条関係）

緊急・重要

年 月 日

株式会社ダイナム 様

施設使用要請書

「災害時における施設使用の協力に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
場 所	
内 容	・協定に基づく施設使用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：彦根市 危機管理課 電話：0749 - 30 - 6150

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

株式会社ダイナム 様

施設使用終了連絡書

「災害時における施設使用の協力に関する協定書」第10条の規定により、下記のとおり施設使用の終了を連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	・協定に基づく施設使用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：彦根市 危機管理課 電話：0749 - 30 - 6150

様式第 3 号 (第 11 条関係)

連絡担当者名簿

名称	彦根市役所 市長直轄組織 危機管理課		
所在地	彦根市元町 4-2		
代表者氏名	尾田 豊		
担当部署	彦根市	電話番号	0749-30-6150
	市長直轄組織	FAX	0749-23-1777
	危機管理課	E-mail	kikikanri@ma.city.hikone.shiga.jp
担当者職・氏名・連絡先電話番号 (勤務時間外)			
第 1 順位者 日根野 慎吾			
TEL 自宅・携帯			
第 2 順位者 茶木 嘉樹			
TEL (勤務時間外) 自宅・携帯			
第 3 順位者 西尾 真史			
TEL (勤務時間外) 自宅・携帯			

名称	株式会社ダイナム 滋賀彦根店		
所在地	彦根市平田町 241 番地 1		
代表者氏名	ストアマネジャー		
ダイナム 担当部署	ダイナム	電話番号	0749-27-0075
	滋賀彦根店	FAX	0749-27-0076
		E-mail	なし
担当者職・氏名・連絡先電話番号 (勤務時間外)			
第 1 順位者			
TEL 自宅・携帯			
第 2 順位者			
TEL (勤務時間外) 自宅・携帯			
第 3 順位者			
TEL (勤務時間外) 自宅・携帯			